

京都市告示第401号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年11月 8日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科西野山 経23号線	山科区西野山射庭ノ上町24番地の1地 先から 同町26番地の5地先まで	旧	メートル 39.50	メートル 3.40 ~ 8.40
		新	39.50	7.30 ~ 8.80
山科西野山 緯30号線	山科区西野山桜ノ馬場町142番地の1地 先から 同町126番地の1地先まで	旧	29.00	3.20 ~ 3.70
		新	29.00	4.50 ~ 7.50
山科西野山 緯72号線	山科区西野山桜ノ馬場町141番地の1地 先から 同町136番地地先まで	旧	69.80	5.00 ~ 7.50
		新	69.00	5.00 ~ 6.60

(建設局土木管理部道路明示課)